

動物の死体処理・不法投棄など

動物の死体処理

- 路上や空き地で動物の死体を見つけた場合 (無料)
- 飼育動物(ペット)の遺体の回収を希望する場合(有料:6,500円)

※お骨はお返しできません。重さが50キロ未満のものが対象です。段ボール等の容器に入れる場合は、容器の外径が長さ100cm×横幅60cm×高さ30cm以内のもので、容器を含めた総重量が50キロ未満のものが対象です。副葬品(首輪や思い出の品など)は、入れないでください。

連絡先 資源循環局事務所(裏表紙参照)

健康福祉局戸塚斎場では、横浜市民の方のペットの火葬を行っています。

- お骨の持ち帰りや個別火葬を希望される場合(有料)
→ 事前に申込みが必要です。
- 合同火葬で直接持込みを希望される場合(有料)
→ 申込みは不要です。お骨はお返しできません。

【申込み・問合せ】

健康福祉局戸塚斎場

TEL:045-864-7001

FAX:045-881-0894



事業系ごみ

事業系ごみとは、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけではなく、病院・学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から生じるごみをいいます。

事業系ごみを家庭ごみ集積場所に排出することはできません。処理にあたっては手続きをして自ら処理施設へ持ち込むか、廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者に委託してください。

排出場所は敷地内とし、カラス等の小動物による散乱を防止するため、ふた付きのポリ容器などを使用して、街の美観を損なわない方法で排出してください。



一般廃棄物
処理業者名簿



産業廃棄物
処理業者名簿



事業系ごみと
資源物の分け方

不法投棄

道路や空き地にごみや自動車を捨てることは悪質な犯罪で、法律により罰せられます。不法投棄を見つけたら110番通報するか、区役所の資源化推進担当(裏表紙参照)に連絡してください。不法投棄物への対応は土地の所有者・管理者が行うことになります。

〈参考〉土地の所有者・管理者の一例

- 集積場所(集合住宅等の敷地内にある場合を除く)…資源循環局事務所
- 道路上、公園内…各区の土木事務所
- 私有地…土地の所有者

廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金に処されることがあります。

【持ち去り行為に関する連絡先】

喫煙対策・美化推進課 ☎045-671-3817 または お住まいの区の資源循環局事務所(裏表紙参照)

ごみ出しの
ルール
分別の種類

プラスチック
資源

缶・びん・
ペットボトル
小さな金属類

古紙・古布

燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
電池類

粗大ごみ

市では
収集できない
ごみ

小型家電
製品

資源物の
直接持ち込み・
回収など

動物の
死体処理
不法投棄など

ごみ出しの
支援・減免
集積場所の
設置など

災害時の
ごみ

資源物の
リサイクル

脱炭素
ブラ5.3計画

問合せが多い
分別品目